

「くにっこ」青柳・泉ルート of 休止について

コミュニティワゴンの試行運行の開始に合わせ、現在の「くにっこ」青柳・泉ルートは休止とする予定である。

休止について、地域公共交通会議の合意があれば1ヶ月前までに届出をすればよいこととなっている（道路運送法第15条の2、同施行規則第15条の4）。

1. 休止の時期

立川バス（株）は15日が締め日となるので、休止月の15日をもって休止とするのが合理的である（→コミュニティワゴンの運行開始は翌16日とする）。

試行運行開始は平成26年1月の予定であるが、申請手続等の都合により変更になる可能性があるため、コミュニティワゴン試行運行開始日の前日をもって休止とすることとしたい。

2. 休止期間中のバス停の取り扱いについて

休止後、コミュニティワゴン試行運行で使用しないバス停ポールについては、カバーをかけるなどして休止中であることを明確にする。

3. 留意事項

休止として取り扱いができる期間は、最大1年間であるので、当該路線の営業を再開しない場合は廃止することが前提となる。